

## 特許制度の最近の動向

細江利昭 / NKK知的財産部

### 1. はじめに

特許制度は、進歩性のある有用な発明をした者に一定期間独占権を与えて保護することにより、発明を奨励すると共に、その発明を公開させて第三者が知識として利用することを可能とし、これらにより産業の発達を図る制度です。日本における特許制度は、明治18年の「専売特許条例」以来、その時代に合わせて幾多の変遷を経てきましたが、現在、

- ①コストパフォーマンスの追求
- ②出願人と特許権者の保護の拡大
- ③特許制度の世界的調和

の点で大きな転換点にさしかかっており、これらに対応するために法改正、運用の変更が行なわれております。各企業においても、このような動向を見極め、特許制度の有効利用を図ることが必要と思われれます。

### 2. コストパフォーマンスの追求

特許の利用方法としては、独占的に実施することにより利益を上げる方法（主として化学メーカーが行なっている）、他社にライセンスしてライセンス料により利益を上げる方法（主として電機・機械メーカーが行なっている）があります。しかし、最近では、金銭を対価として最先端の技術のライセンスを受けることは、電機・機械業界においても困難になりつつあります。従って、他社が必要とする特許を保有し、特許同士を交換することにより技術導入を図ること（クロスライセンス）が必要不可欠となってきております。

図1は、主要国における特許・実用新案出願件数の推移を示したものです。日本における出願件数が際立って多いのは、特許制度が、上記のように独占権を得て利益を上げるという本来の目的ではなく、研究開発の奨励のために使用されて来たためと考えられます。即ち、出願件数の多いことが研究開発が盛んであることのバロメータとされ、出願の競争が行なわれてきました。しかしながら、特許庁の指導及びバブル経済の崩壊に伴う企業のリストラのため、

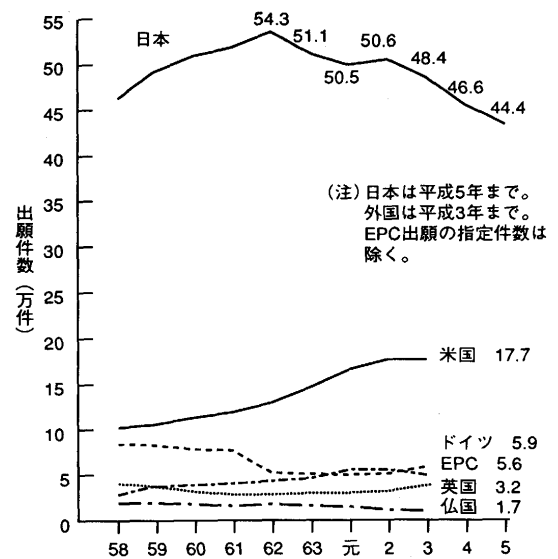


図1 主要国の特許・実用新案出願件数の推移

出願の必要性が見直されるようになりました。そのため、出願件数は昭和61年をピークにして減少の傾向にあります。各企業とも、従来聖域とされていた特許関係の予算を見直し、権利化できないような出願、権利化しても利益のないような出願をできるだけしないようにしております。勿論、出願の時点では発明の技術的・経済的評価が困難なことが多いので、権利化が可能で将来使用する発明のみを出願することは不可能でありますし、目標とすべきことでもありません。しかし、有用な発明とそうでない発明を出願の段階でできるだけ選別し、コストパフォーマンスを追求することが、知的財産部門に与えられた使命になりつつあります。

### 3. 出願人と特許権者の保護の拡大

今までは、特許の権利範囲を決定する「特許請求の範囲」の記載方法には厳しい制約がありました。しかし、平成7年7月に施行された改正特許法によって、「特許請求の範囲」の記載方法にかなりの自由度が与えられるようになり、発明者が真に求める権利範囲を十分に記載することが容易

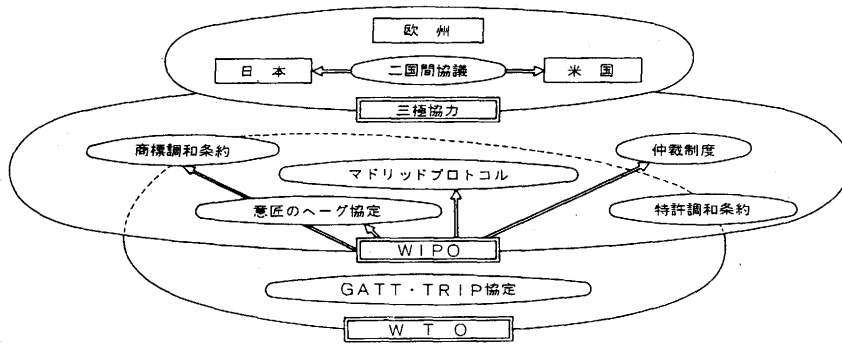


図2 知的財産権制度を巡る国際的動向の枠組み

になりました。また、審査基準の改定により、「実施例に対して特許請求の範囲が広すぎる」という理由で出願が拒絶されることが少なくなり、実現不可能である等のはっきりした根拠が無い限り、広い範囲の請求が認められるようになりました。これらにより、パイオニア発明について広い特許をとることが今までよりかなり容易になりました。

また、今までは、「日本で認められる権利範囲は狭く、そのためにパイオニア発明が十分に保護されず、模倣が野放しになっている」という非難が外国からなされてきました。これらの非難が全て当たっているわけではありませんが、日本においてはパイオニアとして新規な発明を行なう者よりも、2番手、3番手として模倣を行なうの方が得をするような傾向があったことも否めません。しかし、現在では、発明の本質を保持したまま非本質的な部分の繊細な変更を行なったものも特許権の権利範囲に含まれるとする、いわゆる「均等論」を採用した判決が増加する傾向にあり、特許権をより厚く保護する傾向が強まってきております。今後は、2番手商法が生き残ることは困難になっていくと思われ、新規な技術の開発に研究の重点をシフトしていくことが益々重要になってくると思われます。

#### 4. 特許制度の世界的調和

1993年12月にGATTウルグアイラウンド交渉について合意が成立し、その交渉分野のひとつであった知的財産権に関するTRIP協定が成立を見ました。TRIP協定は、加盟各国での特許保護の最低限の条件を定めたもので、特許権の強化を目的としたものです。これにより、医薬品、化学物質を含む全ての技術分野に対して特許を付与しなければならないこと、特許期間は少なくとも出願日より20年間とすること、特許権者の意に反して与えられる強制実施権の設定条件を厳格化すること等が定められ、特に発展途上国における特許権の保護の水準が先進国並に引き上げられることになりました。

また、日米包括協議の一環として、日米の特許制度の改善についての交渉が進められ、1994年1月と6月に、それ

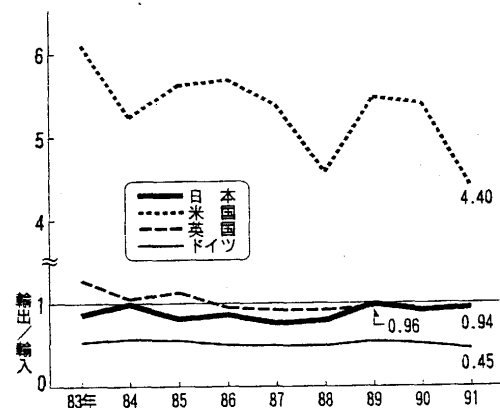


図3 主要国の技術貿易収支比

ぞれ問題点とされていた事項を改善することで合意が成立しました。これにより、日本は、①英語による出願を認める、②特許異議申立を特許付与後に行なうことにし審査期間を短縮する、③外国に出願されているものに対して優先的に審査を行なう制度を設ける、④自己の特許発明を実施するために必要な場合に設定される強制実施権（利用発明関係の強制実施権）の設定を運用で行なわないようにする、という法改正及び運用の変更を行ないました。これらは、いずれも発明の保護強化につながるものでありますが、特に、利用発明関係の強制実施権の設定が実質上無くなることは、パイオニア発明の保護強化に役立つものと考えられます。

また、米国との従来からの約束であった審査期間も、目標であった24ヶ月が本年中に達成できる見込みとなりました。これにより、早期の権利獲得が可能となり、発明の保護が強化されることとなります。

これに対し、米国は、①特許期間を出願日から20年に制限することにより、当該技術が常識化してから特許が成立するサブマリン特許の弊害をなくする、②出願から18ヶ月で出願内容を公開する、③再審査制度の手続を改める、という措置をとることとなり、特に悪質な特許による産業界の被害が防止されることになりました。

各国の特許制度を調和させ、出願人と特許権者に便宜をはかるために検討が行なわれているWIPO特許調和条約は、

米国の先願主義への移行の問題がネックとなり検討が中断されておりますが、合意済の事項については、各国が法改正のタイミングに合わせて先取りする形で採用しつつあります。日本における英語出願制度の採用や付与後異議申立制度への移行も、WIPO特許調和条約の内容を先取りしたものです。

## 5. おわりに

以上見てきましたように、日本の特許制度は、大きな転換期にさしかかっています。そのキーワードは、「発明の保護の強化」、特に「パイオニア発明の保護の強化」です。こ

れは、日本の産業が技術導入型から技術開発型に転換しつつあることに対応したものといえるでしょう。米国においては、パイオニア発明が手厚く保護され、知的財産権の価値は日本とは比べ物にならないほど高く評価されています。そして、それがベンチャービジネスの育成と産業の活性化に大いに寄与しています。技術貿易の収支において米国のみが黒字であるのも、このような背景があるものと思われま

(平成7年6月21日受付)

# UMIST留学記

## ——英国マンチェスターより——

平松 直人 / 日新製鋼(株)鉄鋼研究所

(現: University of Manchester Institute of Science and Technology 派遣)

## UMIST

1994年の10月より、英国のManchesterにある University of Manchester Institute of Science and Technology (以下、略してUMIST) に、research studentとして2年間の予定で留学中である。UMISTは、産業革命の都市Manchesterのほぼ中心に位置しており、ビル街の一角を占めている。英国の大学の代表格であるOxfordやCambridgeのような緑あふれる広大なキャンパスと学園都市のイメージにはほど遠く、一見、大学ではなく、ビジネス街に思える。

英国の大学は留学生が多く、UMISTも統計上は21%が留学生となっている。しかし、実際には半数くらいいるのではないかと思うほど留学生が目につく。大学の近くにチャイナタウンがあるなど、もともと、Manchesterには中国人が多いためか、特に中国からの留学生が多い。したがって、アジア系の顔が珍しくなく、私など、いきなり、中国語で話しかけられたこともある。

私の所属している学部はCorrosion and Protection Centreで、その名のとおり、材料の腐食に関する研究を行っているところである。金属材料に限らず、コンクリートの腐食研究なども行っている。MScおよびPhD修得を目的とするPostgraduateの課程のみであり、日本の学部生に相当するUndergraduateはない。私は、Professor F.H.Stottのも

とでステンレス鋼の高温腐食に関する研究を行っている。この大学およびCentreに関する紹介については詳しく報告されている<sup>1)</sup>ので、詳細は省略させていただく。

## 英語——最大の難関

英国生活で苦勞するのはなんといっても英語である。留学前は、数カ月も滞在すれば、慣れるだろうとたかをくくっていたが、とんでもない話であった。自分の専門分野に



SupervisorのProf. F. H. Stottは、Head of the Centreでもある。身長が190cm以上あり、180cmの筆者も見上げるようにして話さねばならない。